

中国 5 県災害等発生時の  
広域支援に関する協定に基づく  
支援・受援マニュアル

令和 3 年 1 月

## 目 次

### 第1編 総則

第1章 基本方針	1
第2章 広域支援体制	2

### 第2編 支援編

第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣	12
第2章 物的支援	15
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	19
第4章 人的支援	21
第5章 広域避難（避難施設の提供）	25

### 第3編 受援編

第1章 受援体制の整備	27
第2章 物的支援の受入れ	29
第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保	31
第4章 人的支援の受入れ	32
第5章 広域避難	34

#### 【参考】

マニュアル進行管理チェックリスト	36
------------------	----

#### 【別表】

(別表 1) 応援要請時連絡先一覧表	45
(別表 2) 参集場所一覧表	46
(別表 3) 支援物資の要請品目・単位	50
(別表 4) 中国5県の災害対策本部設置基準	51

#### 資料編

- ◇ 中国・四国地方の連絡担当部局一覧表
- ◇ 支援要請書等様式（協定実施要領別記様式、本部設置運営要領様式1～4）  
《参考》被害状況等報告書等参考様式（旧マニュアル別記様式）
- ◇ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定
- ◇ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領
- ◇ 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定実施細則
- ◇ 中国5県広域支援本部設置・運営要領
- ◇ 中国5県カウンターパート制運用規程
- ◇ 中国5県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- ◇ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- ◇ 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領
- ◇ 中国・四国9県カウンターパート制運用規程
- ◇ 各県共有情報

# 第1編 総則

## 第1章 基本方針

### 1 基本的な考え方

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」（以下「支援協定」という。）に基づく支援・受援マニュアルを定める。
- (2) 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパートに基づき、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- (3) 本マニュアルについては、合同訓練等を通じた検証や県、市町村などの防災関係機関との協議等を踏まえ、随時見直しを行う。
- (4) 複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）や「被災市区町村応援職員確保システム」（以下「確保システム」という。）に基づき、広域支援・受援を行うことになるが、このマニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (5) 被災県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合で、かつ、複数の被災市町村に対して同時並行的又は複層的な支援を要するなど全国的な支援によらないと十分な支援が困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、確保システムによる支援を要請することを基本とする。  
なお、その場合であっても、物的支援及び被災県に対する人的支援は、地方公共団体間の災害時相互応援協定で対応することとなるため、本マニュアルに基づき、継続して実施することに留意すること。
- (6) 中国5県以外の大規模広域災害に対しても、このマニュアルの定めを準用して被災都道府県の支援に当たることとする。

### 2 本マニュアルの前提条件

本マニュアルは、使用する緊急輸送路等に甚大な被害が発生していないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ多様な経路等に変更する。

## 第2章 広域支援体制

### 1 カウンターパート制と広域支援本部

被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制に加え、被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、中国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う「中国5県広域支援本部」（以下「広域支援本部」という。）を中国地方知事会会長県（以下「会長県」という。）に設置。

#### (1) カウンターパート制

発災当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制を導入。

#### ア カウンターパート制により支援を行う県（以下「支援担当県」という。）

##### ①中国ブロックで対応する場合

- 隣接県による支援を基本的な考え方として、下表のとおり、第1順位から第4順位までを予め決定
- 第1順位の県が被災したことにより支援ができない場合は、第2順位から第4順位までの県がそれぞれの順位により支援を実施
- 災害等の実態に照らし、被災県の被害が甚大な場合には、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる支援の実施が可能

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

※ 第1順位の支援担当県は、支援が困難な場合は、あらかじめ定めた順位に従い支援担当県の調整を行うとともに、調整結果をブロック内各県へ報告する。

##### ②中国・四国ブロックで対応する場合

- 大規模広域的な災害への備えとして、下表のとおり、中国・四国ブロックで対応可能な場合を想定した支援の相手方を予め決定

グルーピング	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

## イ 支援担当県の役割

- ①連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- ②被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- ③連絡員派遣の検討開始、連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況等の情報を会長県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に報告

## ウ 支援担当県と被災県が被害状況等の情報共有を開始する時期

- ①被災県に災害対策本部が設置されたとき  
※ 被災県は、災害対策本部を設置したときは、中国ブロック内の各県にFAX等により連絡する。
- ②被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
- ③被災県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき  
※ 支援担当県は、被災県と共有した情報を会長県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に報告する。

## エ 支援担当県が連絡員を派遣する時期

- ①被災県から支援担当県に対して、支援要請の意向が示されたとき
- ②支援担当県が、災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき  
※ 支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、会長県にその旨を連絡する。

## (2) 被災県の役割

被災県は、被災地ニーズを把握し、県内外からの応援を円滑に受け入れるための総合調整を行う。

このため、物的支援、人的支援（確保システムによる支援を含む。）の充足状況など、支援状況等の全容を把握する。

## (3) 会長県（広域支援本部設置後は広域支援本部）の役割

支援担当県から報告された連絡員派遣、被災地ニーズ、支援状況（確保システムによる支援を含む。）等の情報を、ブロック内各県へFAX等により提供するとともに、第2章3（3）に定める自治体間協定や確保システムの要請先機関に対し、随時、情報提供を行う。

なお、会長県が被災し、会長県の役割を果たすことが困難であると見込まれる場合は、本章2（1）に定める広域支援本部設置の例により、あらかじめ定めた順位により次の県に連絡し、早期に代行県を決定する。

※ 報告された情報を基に、必要に応じて広域支援本部設置の準備を行う。

## 2 広域支援本部の設置・運営

### (1) 広域支援本部の設置

#### ア 設置の時期等

- ①中国ブロック内の被災県から会長県に支援要請があったとき  
 ※ 被災県は、会長県に支援要請書（協定実施要領別記様式）を提出する。
- ②四国4県広域支援本部から会長県に支援要請があったとき
- ③被災県からの支援要請を待ついとまがないと認められるときについては、支援担当県による被災県の災害等の状況把握により、特に緊急を要すると判断した場合も含むものとする。

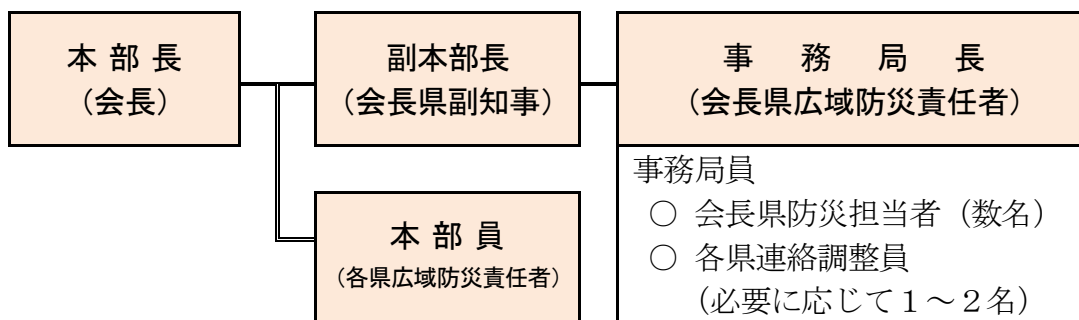
#### イ 設置場所

- ①会長県に広域支援本部を設置
- ②被災県に広域支援本部現地連絡室を設置
- ③会長県が被災したことにより広域支援本部の設置ができない場合は、予め定めた順位に従い、広域支援本部を設置する県を決定  
 なお、予め定めた順位により、広域支援本部の設置が困難な場合は、速やかに次の県に連絡するものとする。

本部設置県 (会長県)	会長県が被災した場合			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
山口県	島根県	鳥取県	広島県	岡山県

※ 順位は、在任期間の長い順、会長互選の例に準拠

#### ウ 広域支援本部の組織



※ 会長県が被災した場合の本部長、副本部長、事務局長は、それぞれ広域支援本部設置県の知事、副知事、広域防災責任者とする。

#### エ 広域支援本部の業務

広域支援本部は以下の業務を担う。

- ①広域支援本部が設置された時は、被災県を除くブロック内各県に、中国5県広域支援本部設置通知書（本部設置運営要領様式1-①から③）により通知する。また、必要に応じ、広域支援本部への連絡調整員の派遣を要請する。（連絡調整

員の派遣を要請しない場合は、本マニュアルに記載されている当該連絡調整員を通じて行う各県との調整は、広域支援本部とブロック内各県で、電話やFAX等により、直接実施するものとする。）

被災県に対しても同通知書をFAX等により提供し、広域支援本部の設置を連絡する。

- ②会長県は広域支援本部が設置されたときは、原則、被災県に連絡員を派遣し、「広域支援本部現地連絡室」を設置する。
- ③広域支援本部で協議・決定した事項を連絡員（広域支援本部現地連絡室）へ伝達する。
- ④支援を行うブロック内各県の支援状況等の情報を集約する。
- ⑤応援実績の取りまとめ及び公表
  - ・支援担当県やブロック内各県の応援実績を取りまとめ、報道発表する。
- ⑥被災県支援に係るブロック内各県との調整
  - (ア) 物的支援
    - ・被災県から支援物資の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に支援物資提供数の割り当てを行う。
    - ・被災県外に物資の臨時受入拠点を開設する場合、ブロック内各県と調整し、支援物資の輸送経路、受入拠点適地を考慮し決定する。
  - (イ) 人的支援
    - ・被災県から人的支援の要請があった場合、連絡調整員と調整の上、ブロック内各県に人員の割り当てを行う。
  - (ウ) 広域避難
    - ・被災県から避難者受入れの要請があった場合、被災県から入手した避難者リスト、被災地の位置及び輸送手段等を勘案し、ブロック内各県に避難者の受入れを依頼するとともに、避難が可能となる施設（旅館・ホテル、公共住宅等）の斡旋・提供の検討を依頼する。
- ⑦応援地域の割り当てに係るブロック内各県との調整
- ⑧支援内容を支援通知書（本部設置運営要領様式3）により被災県へ通知する。
- ⑨四国ブロックとの連携・調整
  - ・支援情報等を共有
  - ・支援割当に係る調整
- ⑩全国知事会等との調整
  - ・全国知事会との窓口として、他ブロックへの支援要請や支援地域の割当等を実施
- ⑪その他被災地支援に必要な調整

## オ 広域支援本部設置県以外の県の業務

- ①広域支援本部設置県以外の県は、以下の役割を担う。
  - ・広域支援本部が設置された場合は、速やかに実施可能な支援内容を支援内容等連絡書（本部設置運営要領様式2）により広域支援本部へ連絡する。また、広域支援本部からの求めに応じ、連絡調整員を派遣する。
- ②広域支援本部へ派遣された連絡調整員は、以下の業務を担う。
  - ・広域支援本部に集約された情報を自県に報告する。
  - ・広域支援本部で協議した支援割当案等を自県に報告するとともに、支援割当案に対する自県の意見を広域支援本部へ報告する。
  - ・広域支援本部で決定した支援割当などの事項を自県に報告するとともに、自県の支援状況を支援状況報告書（本部設置運営要領様式4）により広域支援本部へ報告する。

#### カ 広域支援本部の廃止

- ①広域支援本部（現地連絡室含む）の廃止は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。
- ②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断される場合は、広域支援本部に受援の継続を要請する。

### （2）広域支援本部現地連絡室

#### ア 広域支援本部現地連絡室の設置

広域支援本部は、被災県ごとに「広域支援本部現地連絡室」を設置する。

なお、「広域支援本部現地連絡室」は、広域支援本部から派遣された連絡員、及び被災県に連絡員を派遣していた支援担当県等の連絡員で構成し、広域支援本部から派遣された連絡員が現地連絡室の総括を担う。

また、必要に応じて、本部へ連絡員の増員（支援担当県以外のブロック内の県からの派遣）を要請する。

#### イ 広域支援本部現地連絡室の業務

現地連絡室は、現地における支援窓口として、被災県と応援県等との連絡調整を中心とする業務を実施する。

なお、被災県と応援県等との間で行われる諸調整は、原則、現地連絡室を経由して実施されることとなるため、随時、情報の整理等を行い、被災県及び広域支援本部等と情報共有を行う。

#### 【主な業務】

- ①被災県との情報連絡・共有体制の確立
- ②被災県の支援ニーズの把握
  - ・現地連絡室の総括責任者は、被災県の災害対策本部会議へ出席するなど、自主的・積極的に情報収集を行う。
- ③各県の支援実施状況の把握・整理
- ④広域支援本部との連絡調整



- ・現地連絡室は、収集した情報を支援活動に活用するほか、広域支援本部やブロック内各県に適時適切に情報提供を行う。

⑤広域避難を実施する場合の被災県との調整

⑥現地におけるブロック内外の応援県その他関係団体等との連絡調整

- ・現地連絡室は、連絡調整会議を定例的に開催し、現地における応援県や関係団体による応援活動の調整等を行う。

⑦その他現地における支援活動に必要な業務

**ウ 広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了**

- ①広域支援本部現地連絡室（連絡員の派遣）の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と広域支援本部が協議の上、決定する。

- ②被災県は、被災状況から受援継続が必要と判断される場合は、広域支援本部に現地連絡室（連絡員の派遣）の継続を要請する。

**（３）広域支援本部の業務の実施**

災害の規模、被災地域の範囲等を踏まえ、本部長が適当と認める場合は、（１）エに掲げる広域支援本部の業務のうち、ブロック内各県との調整に係る業務の全部または一部を、広域支援本部現地連絡室で実施することができるものとする。

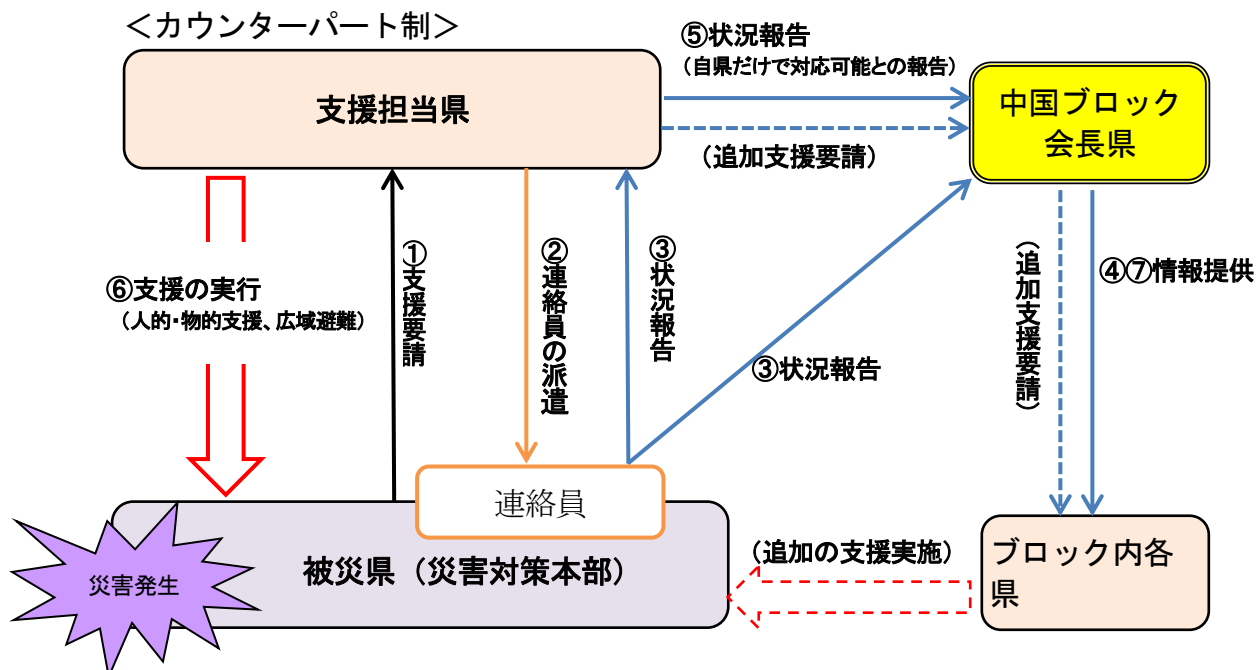
なお、その際、広域支援本部現地連絡室は、当該業務の処理状況について、適宜、広域支援本部に報告するものとする。

### 3 災害規模別の対応

#### (1) 局地的災害（支援担当県対応、会長県による軽微な広域調整を含む。）

- ①ブロック内において災害が発生し、被災県単独で十分な応急措置等を実施できない場合は、支援担当県は被災県に連絡員等を派遣して、被害状況、被災地ニーズの情報収集を開始し、収集した情報を自県及び会長県へ報告する。
- ②支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、自県だけで支援が可能かどうか判断し、自県だけで支援が可能と判断した場合は、会長県へその旨を連絡する。また、一部の物的支援のみ自県で対応できない場合など、部分的にブロック内各県の支援が必要である場合は、会長県に対し、追加の支援を要請する。
- ③支援担当県は、被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施する。

#### 【支援担当県のみで対応する場合（会長県による軽微な広域調整を含む。）】



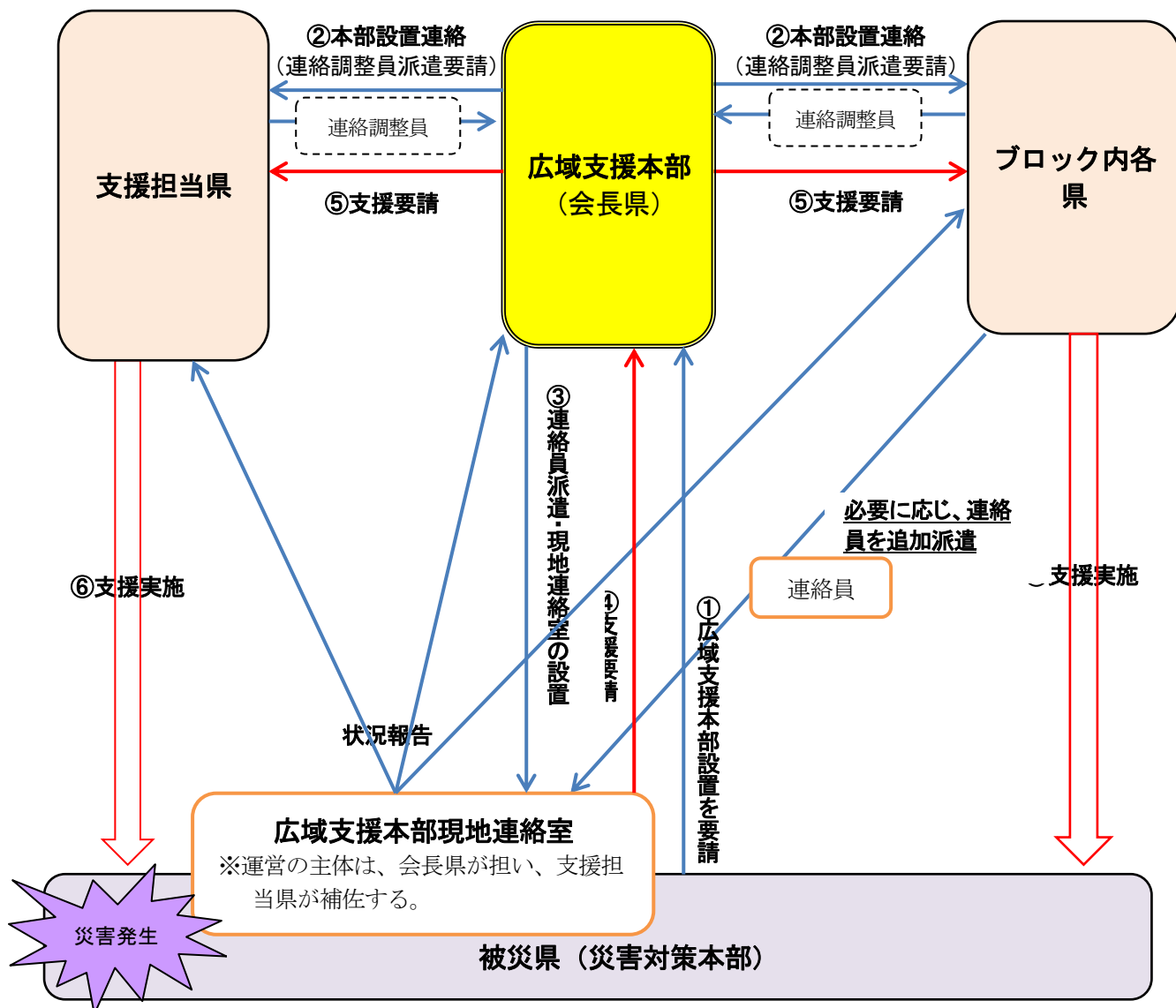
- ①被災県から支援担当県へ要請
- ②支援担当県から被災県へ連絡員を派遣
- ③連絡員は、支援担当県及び会長県へ被災状況や支援ニーズを報告
- ④会長県は、支援担当県を除くブロック内各県へ被災状況や支援ニーズを情報提供
- ⑤支援担当県は、会長県へ自県だけで対応可能な旨を連絡  
（一部の物資等、部分的に自県だけで対応できないものがある場合は、会長県へブロック内各県からの追加支援を要請）
- ⑥支援担当県による支援の実行

- ⑦会長県は、ブロック内各県へ支援担当県のみで対応可能な旨を情報提供  
(支援担当県から、一部の物資等、部分的な追加支援要請があった場合は、ブロック内各県へ追加支援を要請、要請を受けたブロック内各県は追加支援を実施)

## (2) 局地的災害(広域支援本部対応に移行する場合)

- ①支援担当県は、収集した被害状況や被災地ニーズから、自県だけで支援が可能かどうか判断し、中国ブロック全体による支援が必要と判断した場合は、可能な範囲の支援を継続するとともに、会長県に対しその旨を報告する。
- ②会長県は、被災県から支援要請があったとき、又は、被災県からの支援要請を待ついとまがないと認められ、特に緊急を要すると判断した場合は、広域支援本部の設置を決定するとともに、必要に応じて、ブロック内各県(被災県を除く。)へ連絡調整員の派遣を要請する。
- ③被災県から要請があった場合、又は、広域支援本部が被害状況等から重点的な支援が必要と判断した場合、広域支援本部は、支援を行う県に対し、当該被災県の市町村ブロック圏域又は市町村を応援地域として割り当てる。
- ④広域支援本部は、「広域支援本部現地連絡室」を設置し、被災地ニーズの把握に努めるとともに、現地においてブロック内外の支援県その他関係団体との連絡調整(被害状況や支援ニーズ等の情報共有、応援県の連絡調整会議の開催、応援活動の調整等)を実施する。この場合、広域支援本部は、支援担当県に対し、引き続き、現地連絡室に連絡員の派遣(広域支援本部の連絡員を補佐)を要請するとともに、自らも一定の判断を行うことのできる総括責任者(管理職等を充てる。)を配置する。また、必要に応じて、ブロック内各県(被災県を除く。)に対し、連絡員の派遣を要請する。
- ⑤広域支援本部は、現地連絡室を通じて被災県の支援ニーズ等の情報収集を行い、必要に応じて中国ブロック内の各県に、被災県に対する支援実施を要請する。

【中国ブロックで対応する場合】 〔広域支援本部による調整〕



- ①被災県から会長県へ支援要請書（協定実施要領別記様式）により広域支援本部による支援を要請
- ②会長県は、支援担当県及びブロック内各県に、中国5県広域支援本部設置通知書（本部設置運営要領様式1-①から③）により通知し、必要に応じて、連絡調整員の派遣を要請  
（②の要請があった場合は、支援担当県及びブロック内各県から、広域支援本部へ連絡調整員を派遣）
- ③広域支援本部は、被災県へ連絡員を派遣し、広域支援本部現地連絡室を設置（現地連絡室は、広域支援本部、支援担当県及びブロック内各県へ状況報告）
- ④現地連絡室は、被災県の支援要請をとりまとめ、広域支援本部へ報告
- ⑤広域支援本部は、支援担当県及びブロック内各県と調整の上、支援担当県及び

ブロック内各県へ支援を要請するとともに、支援内容を支援通知書（本部設置運営要領様式3）により被災県へ通知

⑥支援担当県及びブロック内各県は、支援を実行し、支援状況報告書（本部設置運営要領様式4）によりを広域支援本部へ報告

**（3）大規模災害（他ブロックも含めた支援対応に移行する場合）**

会長県（又は広域支援本部）は、被災県及び支援担当県と調整の上、収集した被害状況や被災地ニーズから、自ブロックだけで支援が可能かどうか判断し、ブロック外からの支援が必要と判断した場合は、次の自治体間協定により、ブロック外からの支援を要請する。

**【協定別の支援要請先等一覧】**

協定等の名称		人的支援		物的支援		要請先等	関係マニュアル等
		被災市町	被災県	被災市町	被災県		
自治体間協定	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒ 会長県⇒ 四国知事会常任世話人県	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル
	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	○	○	○	○	被災県⇒ 会長県⇒ 関西広域連合広域防災局	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定実施要領
	全国知事会協定	×	○	○	○	被災県⇒ 会長県⇒ 全国知事会事務局	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

＜参考＞

確保システム	被災市区町村応援職員確保システム	○	×	×	×	被災県⇒ ブロック幹事県⇒ 現地調整会議（総務省）	被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱
--------	------------------	---	---	---	---	---------------------------------	------------------------

## 第2編 支援編

### 第1章 情報収集体制の確立と連絡員の派遣

#### 1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、支援活動を迅速かつ的確に実施するため、被害状況、被災地ニーズ、対応状況等に関する情報収集を行い、関係機関・団体等と情報共有を図る。

#### 2 情報収集・共有体制の確立

支援担当県は、被災県において次の基準に該当する災害が発生した場合は、被害状況等を把握し支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立する。

把握した情報は、会長県を通じてブロック内各県に適宜提供し、情報共有を図る。

##### 【情報収集・共有を開始する時期】

- ・被災県に災害対策本部が設置されたとき  
※ 被災県は、災害対策本部を設置したときは、中国ブロック内の各県にFAX等により連絡する。
- ・被災県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波警報が発表されたとき
- ・被災県において、被害の規模が甚大な災害が発生したとの情報を得たとき

#### 3 連絡員の派遣準備

支援担当県は、被災県において甚大な被害等の発生を覚知又は推測される場合は、直ちに被災県への連絡員の派遣に備えて、次のことを行う。

また、広域支援本部の設置が見込まれる場合の会長県も同様とする。

- ①連絡員は、被災県の負担とならないよう、被災地における活動に必要な物資や食料・宿泊場所等は、原則、自己完結型として準備する。

##### 【連絡員の携行品】

車両等移動手段、携帯電話、衛星携帯電話、地図、食料、飲料水、事務用品、携帯用トイレ、ウエットティッシュ、ドライシャンプー、マスク、寝袋・毛布、防寒着、ライト、ヘルメット、手袋 等
---

- ②支援担当県は、被災県と通信連絡が取れない場合には、直ちに連絡員を派遣するための準備を進める。

- ③支援担当県は、連絡員の派遣期間が長期化することも踏まえ、交代要員を含む1チーム2～4名の派遣体制とする。

また、連絡員は、被災県の受援調整担当者との窓口となり、様々な調整が必要となることから、可能な限り1チームのうち最低1名は管理職あるいは、それに相当する職員とする。

## 4 連絡員の派遣

### (1) 派遣の決定時期

- ①被災県から、支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
- ②支援担当県が、災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき  
※ 救助・救急機関等による広域での活動が見込まれる場合など。
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき  
※ 支援担当県は、被災県と連絡員の派遣について人数、連絡先、ルート、到着予定日時などを調整する。  
※ 支援担当県が被災県へ連絡員を派遣したときは、会長県にその旨を連絡する。

### (2) 連絡員の参集場所

- ①被災県における連絡員の参集場所は、(別表2)のとおりとする。
- ②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合は、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保するとともに、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

### (3) 参集場所への誘導に必要な情報の収集

- ①被災県は、支援担当県へ緊急輸送路に関する情報を提供する。
- ②支援担当県は、被災県からの情報収集が困難な場合は、被災県警察本部等から情報を入手する。

## 5 連絡員の役割

### (1) 連絡員の業務

- ①被災地の被害状況、被災地ニーズ等の情報を収集
- ②収集した情報については、支援担当県及び会長県へ報告(広域支援本部設置後は、広域支援本部、支援担当県及びブロック内各県へ報告)
- ③支援実施に関する被災県との調整

### (2) 情報収集項目

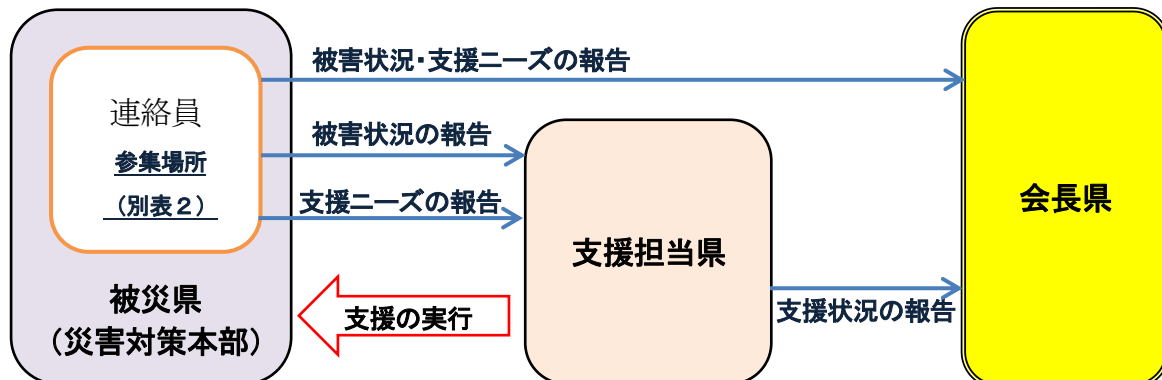
連絡員は、次の情報を自主的かつ積極的に収集し報告する。

- ①被害状況
- ②県又は市町村からの支援要請事項(被災地ニーズ)
- ③広域防災拠点等の活動拠点及び活動拠点までの緊急輸送路の状況
- ④応援要員の参集場所、活動区域、緊急輸送路の状況
- ⑤被災地域内における他機関の活動情報

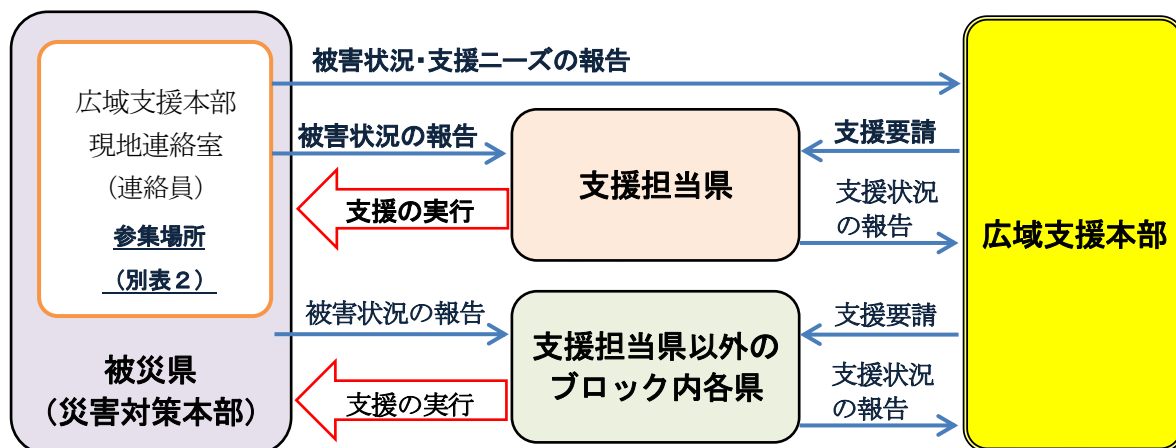
⑥その他必要な事項

(3) 情報連絡の流れ

<広域支援本部が設置されていない場合>



<広域支援本部が設置されている場合>



6 派遣の終了

(1) 連絡員の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 広域支援本部現地連絡室が設置された場合は、支援担当県の連絡員が担っていた業務は広域支援本部現地連絡室が引き継ぐ。

なお、被災県に広域支援本部現地連絡室が設置され、ブロック内各県から広域支援本部現地連絡室へ連絡員が派遣される場合には、当該連絡員に対し、適切に業務の引き継ぎを行い、支援業務に支障が生じないように留意する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※



## 第2章 物的支援

### 1 趣旨

支援担当県は、被災県から要請があった時又は、連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時に、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から要請があった時又は、連絡員からの情報に基づいて支援が必要と判断した時に、ブロック内各県と調整の上、備蓄物資等を支援物資として被災県の受入拠点まで輸送する。

なお、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するなど、円滑な支援物資の調達や輸送等に努めるものとする。

### 2 支援物資の内容

- ・支援物資の品目・単位は（別表3）とするが、この中になく物資であっても、提供が可能な場合は、支援物資とする。
- ・支援物資の備蓄量については、支援物資の単位（〇ℓ・〇本など）を統一した上で、ブロック内各県で定期的に情報共有を行うこととする。  
（例えば、飲料水の場合は「何ℓのペットボトルが〇本」など）

### 3 支援の準備

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、必要な支援を遅滞なく実施するため、連絡員を通じて、被災県から情報収集を行い、被災地ニーズを把握する。併せて、受入拠点から各避難所までの輸送体制についても、情報収集を行う。

### 4 支援の実施

#### （1）支援内容の決定

支援物資の品目及び数量は、被災県からの要請内容を原則とする。

支援担当県は、連絡員を通じて、被災県の要請内容を把握し、支援物資の品目及び数量を決定する。

ただし、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、災害等の実態に照らし緊急を要し、被災県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、連絡員からの情報に基づき、支援物資の品目及び数量を決定する。

#### （2）物資の調達

支援担当県は、自らの備蓄物資（各県共有情報参照）に加え、管内市町村や災害時の物資調達に係る協定を締結している事業者等から必要な物資を調達し、受入拠点へ輸送する。

支援担当県で必要な物資を調達できない場合、その旨を会長県に連絡し、会長県は、ブロック内各県と調整を行い、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請する。

会長県から要請を受けたブロック内各県は、支援担当県と連携して支援を実施する。

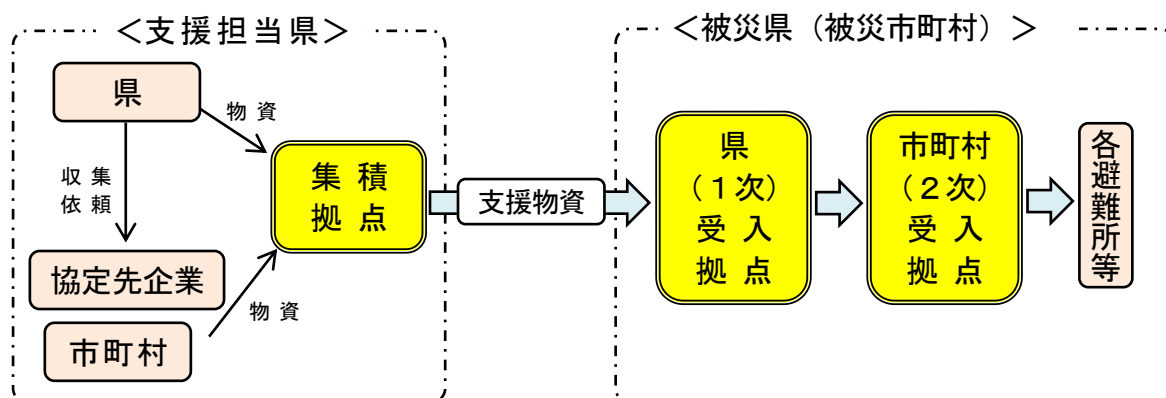
また、広域支援本部設置後は、広域支援本部から支援要請があった支援担当県を含むブロック内各県（以下「支援県」という。）は、広域支援本部の全体調整の下、要請があった物資を調達し、支援を実施する。

### （３）提供可能物資リストの配布

支援担当県は、支援物資として提供可能物資リストを作成し、被災県に提供する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部が整理した提供可能物資リストを広域支援本部現地連絡室を通じ被災県に提供する。

### （４）支援物資の具体的な流れ



### （５）臨時受入拠点の開設

被災県内に必要な受入拠点を確保できないため、被災県から被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請があった場合は、支援担当県内に臨時受入拠点を開設するか又は広域支援本部が調整のうえ、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設する。

このため、平時において、各県ごとに、応援のための臨時受入拠点候補として有力な施設の絞り込みを行い、各県のマニュアル等に反映させるなど、必要な準備に努める。

また、臨時受入拠点の運営は、開設する支援県が、民間事業者の協力を得ながら自県のマニュアル等に基づき主体的に実施する。この際、可能な限り、被災県から連絡員を臨時受入拠点に派遣する。

### （６）中継

支援担当県は、必要に応じ、支援物資を支援担当県内の集積拠点で一次保管し、被災県及び被災市町村の受入拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需要調整を行う。

なお、広域支援本部設置後は、これらの物資の需要調整は、広域支援本部が実施する。

### （７）梱包方法

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、開封しなくても内容物が判別できるよう、下記に例示した項目を１箱毎に明示する。

- ①支援物資品目
- ②規格毎の数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④提供元機関名

なお、混載する場合には、被災地で作業を行うことなくそのまま被災者に配布できるようにする（例えば、避難所において最低限必要な生活・衛生用品をパッケージ化する）などの工夫をする。

#### （８） 輸送時の情報共有

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、発送時に、下記に例示した項目を伝票化し、被災県担当部署と情報を共有する。

- ①支援物資品目
- ②品目・規格毎の数量及び梱包数量
- ③有効期限（消費期限）
- ④輸送先
- ⑤輸送方法、輸送日・時間
- ⑥提供元機関名・担当者名、連絡先

#### （９） 輸送に係る調整

連絡員は、被災県の受援調整担当者との以下の事項について調整し、自県（広域支援本部設置後は、広域支援本部及び支援県）に連絡する。

##### 【連絡員の調整事項】

- ・輸送品目・輸送数量
- ・出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・車両規格、車両仕様、車両ナンバー

##### 【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・受入日時、輸送ルート
- ・受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・燃料の供給状況、供給可能場所

#### （10） 支援状況の報告

支援担当県は、支援状況を適正に管理し、会長県へ報告する。（広域支援本部設置後は、支援県は、支援状況報告書（本部設置運営要領様式4）により、広域支援本部へ報告）

※ 報告時期は広域支援本部と調整する。

## 5 支援の終了

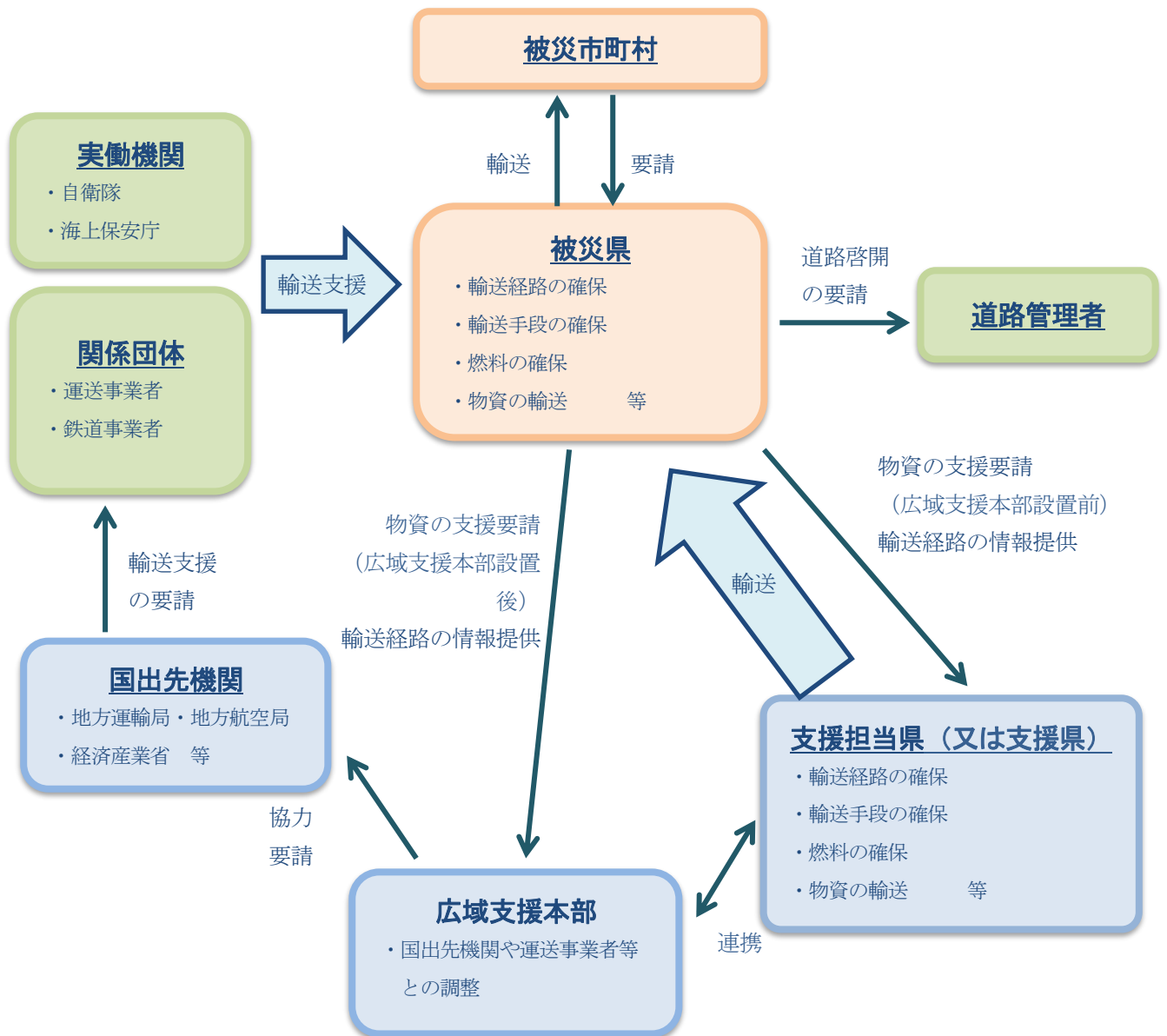
- （1）支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

**※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※**

### 第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

【支援の概要図】



## 1 趣旨

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路、空路も含め、多様な輸送経路・手段を確保する。

## 2 調整担当者の配置

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、支援のため、緊急輸送路及び輸送手段の確保に関する調整担当者を置き、次のことを行う。

- ①緊急輸送路及び輸送手段の調整に関すること
- ②関係機関との連絡調整に関すること
- ③その他必要な事項に関すること

## 3 緊急輸送路の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶の状況も把握し、被災県までの輸送経路を確保する。

## 4 輸送手段の確保

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、公用車やレンタカー等の活用により車両を確保する。
- (2) 県トラック協会等運送事業者に対し、輸送手段の確保について協力を要請する。
- (3) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。
- (4) 輸送手段の確保が困難な場合は、広域支援本部を通じて、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

## 5 燃料の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。

## 第4章 人的支援

### 1 趣旨

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な応援要員の人数等を的確に把握し、ブロック内各県（支援担当県を含む。以下、同じ）へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

### 2 支援担当県（又は広域支援本部）の業務

#### （1）情報収集

支援担当県は、連絡員を通じて、被災地のニーズを把握し、会長県と情報を共有する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、現地連絡室を通じて、被災地のニーズを把握し、ブロック内各県と情報を共有する。

#### （2）応援要員の確保

支援担当県は、被災県から派遣内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。支援担当県で応援要員を確保できない場合は、その旨を会長県へ連絡する。

また、広域支援本部設置後は、広域支援本部は、被災県から派遣内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、ブロック内各県へ応援対応の可否、応援派遣可能人数等を確認した上で、応援要員の人数を割振り、派遣を要請する。派遣要請を受けたブロック内各県は、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに応援要員を派遣する。

<留意事項> 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

- ・人的支援については、災害対応で忙殺される被災県において、必要とされる分野や人数等を整理し、過不足なく支援担当県や広域支援本部に要請を行うことは困難である。
- ・特に、避難所運営業務や物資運搬・配布業務など、平時の業務との関連が乏しく、発災と同時に新たに発生し、人命救助等に注力する警察や消防等では担うことが難しい業務については、支援の漏れ・落ちが発生しやすく、支援の窓口（所轄部署）も明確になっていない場合も多い。
- ・こうした業務は、いわば「人海戦術」で行う必要があり、発災直後から相当数の人員が必要とされることから、被災県からの要請がなかったり、必要数が明確でない段階であっても、支援担当県を中心にプッシュ型で人的支援を行う体制を早期に整える必要がある。

### (3) 業務の割当て

支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。

### (4) 宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

### (5) 応援要員の派遣

支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。また、必要に応じて、管内市町村が被災市町村へ応援要員を派遣する場合の派遣先の調整を行う。

＜留意事項＞ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）より

#### （派遣形態）

- ・自治体間の職員派遣の形態は、地方自治法第252条の17の規定による派遣（中長期派遣）を行うことが適当な場合を除き、派遣自治体の公務出張（短期派遣）とし、その期間は概ね最長1ヶ月とする。
- ・地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合は、派遣職員の職・氏名、従事予定業務、派遣期間等について定めた派遣職員の取扱いに関する協定を派遣元自治体と派遣先自治体との間で締結する。

#### （自己完結型の派遣）

- ・応援要員の派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り派遣先自治体の負担とならないよう配慮する。

#### （連続性のある派遣）

- ・被災県や被災市町村の負担を減らす観点から、1週間程度の連続した期間の派遣が望ましく、また、半数ずつ交代するなど現地で応援要員同士が引継ぎを行えるような継続的な派遣が望ましい。

#### （プッシュ型の派遣）

- ・支援担当県は、応援要員のニーズの情報が得られない被災地についても、被災状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても応援要員を確保し送り込む「プッシュ型」の要員派遣の実施を遅滞なく判断する。
- ・「プッシュ型」の要員派遣については、被災県・市町村の被災状況を踏まえ、被災地に負担をかけないよう配慮しつつ、十分な人員が速やかに充足されるよう積極的に実施する。
- ・「プッシュ型」の要員派遣の継続が、被災県・市町村の主体的な災害対応を妨げることのないよう、要請に基づく「プル型」の派遣への切替えを早く行うよう努める。



### (6) 支援状況の報告

支援担当県は、派遣状況を適正に管理し、会長県へ報告する。(広域支援本部設置後は、支援県は、支援状況報告書(本部設置運営要領様式4)により、広域支援本部へ報告)

※ 報告時期は広域支援本部と調整する。

### 3 支援の内容

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要とされる。時系列別に派遣を行う分野・職種を例示すれば、次のとおりとなる。

時 期	派遣を行う分野・職種
<p>初 動 期 (発災から3日程度)</p>	<p>○連絡員(先遣隊)、現地連絡室要員 ○医療対策要員     ・救護班     ・ドクターヘリ ○<b>避難所運営支援要員</b> ○<b>物資集積・配送拠点運営要員</b></p> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員 ○救助・救急対策要員     ・警察災害派遣隊(警察庁)     ・緊急消防援助隊(消防庁) ○医療対策要員(DMAT(厚生労働省)) ○給水車、給水要員(厚生労働省、日本水道協会) ○被災建築物応急危険度判定士(国土交通省) ○被災宅地危険度判定士(国土交通省)</p> <p>※国が派遣する要員 ○自衛隊 ○海上保安庁 ○被災文教施設応急危険度判定士(文部科学省) ○災害対策現地情報連絡員(リエゾン)</p>
<p>応急対応期 (避難所) ・ 復旧期 (仮設住宅期)</p>	<p>○<b>避難所運営支援要員</b> ○<b>物資集積・配送拠点運営要員</b> ○保健・医療・福祉連絡要員 ○被災者の心のケア要員 ○応急仮設住宅整備要員 ○社会基盤施設復旧要員 ○災害廃棄物処理計画策定要員</p> <p>○被災者生活支援窓口要員 ○被災市町村事務全般支援要員(家屋被害調査、</p>

	<p><b>罹災証明書の発行、市町村税の減免事務等の応援)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教員（教育支援要員）</li> <li>○文化財緊急保全要員</li> <li>○ボランティアコーディネーター</li> <li>○要配慮者支援要員（介助、意思疎通支援）</li> <li>○公衆衛生活動支援要員（災害時公衆衛生チーム等）</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※国等の関与により派遣調整が行われる要員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊（一般部隊）（警察庁）</li> <li>○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）</li> <li>○水道復旧要員（(公社)日本水道協会）</li> <li>○下水道復旧要員（(公社)日本下水道協会）</li> <li>○農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）</li> <li>○海外からの派遣（外務省）</li> </ul>
<p>復旧～復興期 （仮設～ 復興住宅期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会基盤施設復旧要員</li> <li>○被災者の心のケア要員</li> <li>○被災者生活支援窓口要員</li> <li>○被災市町村事務全般支援要員（復興計画の策定等の応援）</li> </ul>

- ※ 「初動期」に掲載した要員は、引き続き「応急対応期・復旧期」でも活動することが想定されるが再掲は省略する。
- ※ アンダーライン部分は、国等の関与が乏しく、地方公共団体が主体的に派遣調整することが望ましい分野・職種を示す。
- ※ 全国知事会等の「都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月）を参考にした。

#### 4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※

## 第5章 広域避難（避難施設の提供）

### 1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※ 中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

### 2 広域避難の受入れ準備

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、自県の市町村に対して避難所の開設を要請するとともに、受入可能人数を把握し、被災県と受入市町村間の調整を行う。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難にも配慮し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベッド数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。
- (3) 支援担当県は、自県のみで避難者を収容しきれない場合は、会長県へ受入の要請を行う。
- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

### 3 広域避難の実施

- (1) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受入れられるよう配慮する。
- (2) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、総務省に対し、全国避難者情報システムの立ち上げを要請するとともに、自県の市町村を通じ、広域避難者に対し、同システムの利用を働きかける。
- (3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者リストを作成し被災県へ提供する。
- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場合、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。
- (5) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないよう配慮する。

- (6) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

#### 4 支援状況の報告

支援担当県は、避難者の受入状況を適正に管理し、会長県へ報告する。(広域支援本部設置後は、支援県は、支援状況報告書(本部設置運営要領様式4)により、広域支援本部へ報告)

※ 報告時期は広域支援本部と調整する。

#### 5 広域避難の終了

- (1) 広域避難受入れの終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)が協議の上、決定する。

- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県(広域支援本部設置後は、広域支援本部)に応援の継続を要請する。

**※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※**

## 第3編 受援編

### 第1章 受援体制の整備

#### 1 趣旨

各県は、被災県の立場となった場合、発災時に寄せられる多数の団体等からの応援の申出を効果的に活用できるよう、次のとおり、受援体制を整備するものとする。

なお、各県は、被災県の立場となった場合に備え、あらかじめ、応援側の窓口となる「受援調整担当者」を定める。

#### 2 情報の提供と共有

##### (1) 迅速かつ的確な応援側への情報提供

被災県は、災害対策本部に集約された被災状況・支援ニーズ等の情報を、連絡員を通じて支援担当県や会長県（広域支援本部）等に速やかに情報提供する。

##### (2) 応援側との情報共有体制の整備

被災県は、支援担当県の連絡員が被災県に向かって移動中においても、被災県の災害対策本部（受援担当者）に連絡できるよう、衛星携帯電話等受信可能な通信設備を整備しておく。

また、連絡員の受入後、支援担当県やその他の応援県と迅速かつ円滑な情報共有を図るため、被害状況等の情報共有や支援内容の調整等を行う。

#### 3 受援体制の確立

##### (1) 受援調整担当者の配置

被災県は、応援側の窓口となる「受援調整担当者」を置き、次の業務を行う。

###### ① 応援の受入調整に関すること

※ 被災県は、支援担当県と連絡員の派遣について人数、連絡先、ルート、到着予定日時などを調整する。

###### ② 支援担当県など応援側と災害対策本部や関係機関との連絡調整に関すること

###### ③ その他必要な事項

##### (2) 応援側の活動環境の整備

被災県は、連絡員の活動拠点（業務スペース）を確保するほか、地図などの資料提供を行い、応援側が現地で円滑に活動できるよう必要な環境を整備する。

#### 4 連絡員の受入れ

##### (1) 連絡員の参集場所

① 被災県における連絡員の参集場所は、（別表2）のとおりとする。

②被災県は、災害の状況等により参集場所等が使用できない場合、新たに使用可能なルート及び参集場所を確保し、変更事項を支援担当県及び連絡員へ速やかに連絡する。

## (2) 参集場所への誘導に必要な情報の提供

①被災県は、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

②支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県からの情報収集が困難な場合は、被災県警察本部等から 情報を入手する。

**※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※**

## 第2章 物的支援の受入れ

### 1 趣旨

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ物資の支援を要請するとともに、支援物資の受入拠点を開設する。

なお、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するなど、円滑な支援物資の要請や受入等に努めるものとする。

### 2 支援物資の内容

被災県が要請する支援物資の品目・単位は、（別表3）を基本とする。

### 3 支援物資の受入れ準備

被災県は、可能な限り正確な支援ニーズを把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ支援を要請する。

なお、被災県は、被災市町村が避難所の物資支援ニーズを把握できない場合は、被災市町村や避難所に職員を派遣し、ニーズの把握に努める。

### 4 支援物資の受入れ

#### （1）受入拠点の開設

①被災県は、県内における支援物資の受入拠点（各県共有情報参照）を開設し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

②被災県は、支援物資の円滑な受入れを行うため、受入拠点に誘導員を待機させる。

③災害の状況等により受入拠点が使用できない場合は、使用可能な受入拠点を確保するとともに、変更事項を支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ速やかに連絡する。

④被災県内の受入拠点だけでは不足する場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に被災県外に臨時受入拠点を開設するよう要請する。

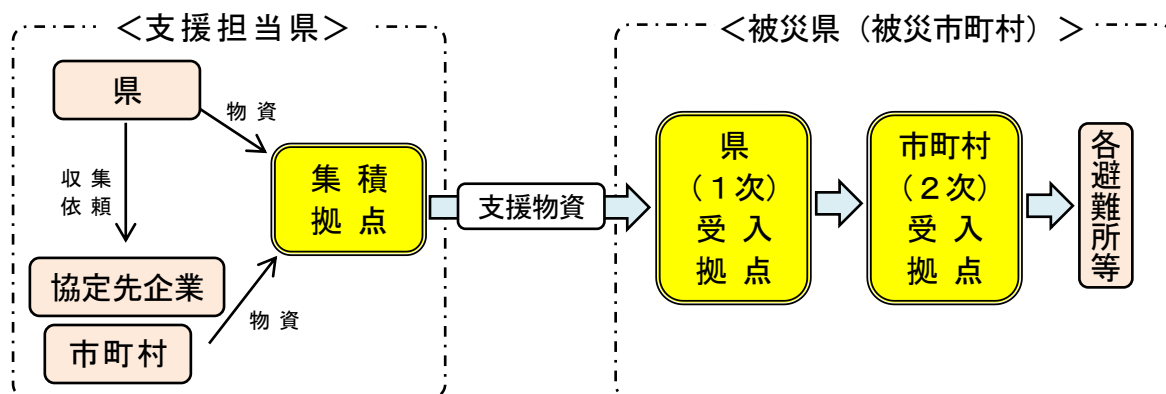
#### （2）受入拠点への誘導に必要な情報の提供

被災県は、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、県警察本部、市町村及び道路管理担当部局から緊急輸送路に関する情報を入手し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。

#### （3）民間事業者の活用

被災県は、災害対策本部又は受入拠点に物流専門家を派遣するなど、民間事業者のノウハウを活用する。

#### (4) 支援物資の受入れの流れ



#### (5) 受入れに係る調整

受援調整担当者は、支援担当県の連絡員（広域支援本部設置後は、広域支援本部現地連絡室）と以下の事項について調整する。

##### 【受援調整担当者の主な調整事項】

- ・ 受入拠点所在地、現地担当者名・連絡先
- ・ 受入日時、輸送ルート
- ・ 受入拠点の仕様、作業員の要否
- ・ 燃料の供給状況、供給可能場所

##### 【連絡員の調整事項】

- ・ 輸送品目・輸送数量
- ・ 出発・到着日時、輸送方法・ルート
- ・ 輸送業者名、ドライバー連絡先
- ・ 車両規格、車両仕様、車両ナンバー

## 5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断出来る場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

**※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※**



## 第3章 緊急輸送路及び輸送手段の確保

### 【支援・受援の概要図】

第2編第3章の概念図を参照

#### 1 趣旨

被災県は、物資・人員の緊急輸送を迅速に行うため関係機関の協力を得て、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段を確保する。

#### 2 緊急輸送路の確保

被災県は、道路管理者、警察等と連携し、輸送経路に当たる道路の状況を把握するとともに、道路管理者に要請して道路の啓開を行う等により、被災県内の輸送経路を確保する。（通行不能ルートに代わる代替ルートの選定、陸路が通行不能の場合の空路・海路の確保を含む。）

また、鉄道の運行状況や港湾施設、船舶等の状況も把握した上で、被災市町村、支援担当県、広域支援本部等に通行可能な輸送経路の情報を提供する。

#### 3 輸送手段の確保

(1) 被災県は、県トラック協会、海上運送事業者、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力を要請する。

(2) ヘリコプターを使用して物資又は人員の輸送を行う必要がある場合は、自県内の消防防災ヘリコプター等を活用する。

(3) 輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊に輸送支援を要請するとともに、広域支援本部を通じて、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段の確保に関する協力（事業者に対する協力要請、緊急輸送活動の実施等）を要請する。

#### 4 燃料の確保

被災県は、輸送に必要な燃料（ガソリン・軽油）を確保する。燃料が不足する場合は、業界団体等に燃料の確保について協力を要請する。

#### 5 支援の終了

(1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。

(2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断出来る場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

## 第4章 人的支援の受入れ

### 1 趣旨

被災県は、支援担当県等の協力を得ながら、必要な応援要員のニーズを的確に把握し、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に対し応援内容を伝達する。

### 2 被災県の業務

#### （1）必要な応援要員の把握

- ①被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な応援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。
- ②庁内の職員配置を組み替え、可能な限り、災害対策部門に人員を集中させる。
- ③特定の課や班に業務が集中し災害対応が滞ることのないよう業務分担に配慮する。

#### （2）応援内容の連絡

- ①被災県は、人員の不足が見込まれる場合、応援要員が交替すること等を考慮しながら、必要とする応援要員に関する情報を取りまとめ、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に連絡する。
- ②被災県は、被災市町村の人員の不足が見込まれる場合、他の管内市町村に応援要員として職員の派遣を要請する。

#### （3）業務の割当て

- ①支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）は、被災県と協議の上、業務が効率的に実施されるよう応援要員に業務を割り当てる。
- ②被災県は、管内市町村の派遣申し出を取りまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整を行う。

#### （4）執務スペース等の確保及び提供

- ①被災県は、応援業務の実施に必要な執務スペースを確保し提供する。
- ②被災地における活動に必要な資機材や応援要員の食料・宿泊（仮眠）場所等は、応援側で準備することが原則であるが、被災県においても、可能な範囲で確保、提供する。

### 3 支援の内容

第2編第4章の3と同じ。

### 4 支援の終了

- (1) 支援の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

**※FAX等による通知・連絡は文字を明瞭に記入すること※**

## 第5章 広域避難

### 1 趣旨

県内の複数の市町村が壊滅的な被害を受け、県内の各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、県域を越える広域避難を実施し、早期に避難者の生活環境を整える。

※ 中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し広域避難が必要となる場合は、「島根県広域避難計画」及び「鳥取県広域住民避難計画」に基づき避難を実施する。

### 2 広域避難の実施準備

(1) 被災県は、被災市町村と連携して、広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握するとともに、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）へ受入要請を行う。

(2) 被災県は、広域避難者を支援担当県の避難所へ輸送するため、交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

なお、避難行動要支援者については、障がいや健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。

(3) 支援担当県は、支援担当県のみで避難者を収容しきれない場合は、会長県へ受入要請を行う。

(4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、被災県から避難者の輸送に係る応援要請を受けた場合は、運送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を行う。

(5) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難行動要支援者の避難も想定し、福祉避難所の開設、医療機関の空きベット数や福祉施設等の受入可能数の把握等を速やかに行う。

### 3 広域避難の実施

(1) 被災県は、全国避難者情報システムを活用するなど、広域避難者に対する、情報・支援物資・サービス等の提供に支障が生じないように配慮する。

(2) 被災県は、自主的な広域避難者も多数存在することから、各都道府県への照会や全国避難者情報システムを活用し、所在の把握を行う。

(3) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難者の受入れにあたり、可能な限り、同一地域や同一市町村の避難者が同じエリアの避難所で受入れられるよう配慮する。

- (4) 支援担当県（広域支援本部設置後は、支援県）は、避難の長期化が見込まれる場合は、長期避難が可能となる施設（旅館・ホテルの斡旋、公営住宅の提供等）への避難を検討する。

#### 4 広域避難の終了

- (1) 広域避難の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から応援継続が必要と判断される場合は、支援担当県（広域支援本部設置後は、広域支援本部）に応援の継続を要請する。

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

フェーズ	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員
情報収集体制の確立と連絡員の派遣 発災 ・災害対策本部設置 ・震度6弱以上の地震を観測又は大津波警報が発表 ・被害の規模が甚大な災害が発生 支援担当県からの連絡員派遣	情報収集・情報共有を開始 □ 災害対策本部設置を中国ブロック内各県へFAX等(P3) □ ①と共有した情報を③へ報告(P3) □ ②からの報告受、④へFAX等による情報提供(P3)	□ 連絡員の派遣準備(P12) □ ①と共有した情報を③へ報告(P3) □ 連絡員の派遣決定(P13) ・要請の意向提示がない場合でも、災害等の実態に照らし判断 □ ①と人数、連絡先、ルート、到着予定日時などを調整(P13) □ 連絡員の派遣(P3) □ ③へ派遣した旨の連絡(P3)	□ ②からの報告受、④へFAX等による情報提供(P3)	□ ③からの情報提供受	
	情報収集体制(連絡員派遣後)	□ ⑤からの報告受	□ ⑤からの報告受、④へFAX等による情報提供(P3)	□ ③からの情報提供受	□ 収集した被災状況、被災地ニーズを自県及び③へ報告(P13)
	支援物資の要請	□ 物的支援内容の連絡(P30) ・⑤を通じ、②へ支援要請	□ ①からの支援要請を受け、支援内容を決定(P15) □ 自県内の物資を調達(P15) □ ③へ支援状況を報告(P7,15)	□ ①の支援ニーズについて、⑤から報告受、④へ情報提供(P3)	□ ③からの情報提供受、ニーズに応じた在庫等の確認 □ ①の支援ニーズを、②及び③に報告(P13)
支援物資の調達		□ 自県内の物資を調達(P15) □ ③へ支援状況を報告(P7,15)	□ ②からの報告受 <②のみで対応可> □ ④へ情報提供(P8) <②のみで対応不可> □ ④と調整し、支援担当県以外の県に支援物資の提供を要請(P7)	□ ③からの情報提供受 □ ③からの要請受 ②と連携して支援を実施(P8)	
支援物資の提供		□ (提供可能物資リストを作成し、①に提供(P16)) □ 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)			

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

フェーズ	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員
輸送拠点等の確保	<input type="checkbox"/> 県内に受入拠点を開設し、②へ連絡(P30) <input type="checkbox"/> 県内の受入拠点が十分に確保できない場合は、臨時受入拠点開設を②へ要請(P30)	<input type="checkbox"/> ①からの連絡受 <input type="checkbox"/> ①からの要請受、県内に臨時受入拠点を開設、又は③と調整し、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ①からの要請受、②及び④と調整し、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ③と調整(P16)	
中継		<input type="checkbox"/> 必要に応じ、県内の集積拠点で支援物資を一時保管し、物資の需要調整を実施(P16)			
輸送時の情報共有	<input type="checkbox"/> ②と情報共有	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)			
支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)	
支援の終了	<input type="checkbox"/> ②と協議し決定(P31)	<input type="checkbox"/> ①と協議(P17)			
緊急輸送路の確保	<input type="checkbox"/> 中国地方整備局や道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、②へ連絡(P32) <input type="checkbox"/> 県トラック協会、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力要請(P32) <input type="checkbox"/> (被災県内の)輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊へ輸送支援要請及び③を通じて国土交通省等へ協力要請(P32)	<input type="checkbox"/> ①からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20)	<input type="checkbox"/> ①②から連絡を受けた場合、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段確保に関する協力要請		
緊急輸送路及び輸送手段の確保	<input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P32)	<input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)			

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員
フェーズ 派遣の要請	<input type="checkbox"/> 人的支援内容の連絡(P33) ・⑤を通じ、②へ支援要請	<input type="checkbox"/> ①からの支援要請を受け、支援内容を決定(P21)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズについて、⑤から報告受、④へ情報提供(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受、ニーズに応じた人員等の確認	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを、②及び③に報告(P13)
応援要員の確保		<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・要請がない場合でも、⑤の情報に基づき判断 ・管内市町村と連携し、応援要員を確保 <input type="checkbox"/> 県内のみで応援要員の確保ができない場合は、③へ連絡(P7)	<input type="checkbox"/> ②からの連絡受 ブロック内各県と調整し、②以外の県に人員の割り当てを実施(P8) <input type="checkbox"/> 必要に応じ、四国ブロックや全国知事会との調整を実施(P5)	<input type="checkbox"/> ③からの要請受、応援要員を確保 <input type="checkbox"/> ③からの要請受、応援要員を確保	
人的支援 応援要員の派遣 応援要員の受入	<input type="checkbox"/> ②と協議の上、応援要員への業務割り当て(P33) <input type="checkbox"/> 管内市町村の派遣申出をとりまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整(P33)	<input type="checkbox"/> ①と協議の上、応援要員への業務割り当て(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P7)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P7)	
支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)	
支援の終了		<input type="checkbox"/> ①と協議(P25)			

人的支援



マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置前)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③会長県	④その他の県	⑤連絡員
	受入の要請	<input type="checkbox"/> 広域避難支援内容の連絡(P35) ・広域避難希望者の人数、性別、健康状態、援護の要否、居住地等を把握し、⑤を通じ、②へ受入要請	<input type="checkbox"/> ①からの要請受 <input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保 <input type="checkbox"/> 支援担当県のみで避難者を収容しきれない場合は、③へ受入要請(P26)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズについて、⑤から報告受、④へ情報提供(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受	①の支援ニーズを、②及び③に報告(P13)
広域避難	受入施設等の確保			<input type="checkbox"/> ②からの要請受、④に避難者の受入れを依頼、避難が可能となる施設の斡旋・提供を検討(P7)	<input type="checkbox"/> ③からの依頼受	
	輸送手段等の確保	<input type="checkbox"/> 交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P35) <input type="checkbox"/> 輸送手段が確保できない場合は、②へ輸送に係る応援要請(P35)	<input type="checkbox"/> ①からの要請受、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)			
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ②と協議し決定(P36)	<input type="checkbox"/> ①と協議(P27)			

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

フェーズ	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
設置	<input type="checkbox"/> ③へ支援要請(P3)	<input type="checkbox"/> ③からの通知受、支援可能状況を③へ報告 要請があった場合は、派遣する職員を③へ報告し、連絡調整員を派遣(P5)	<input type="checkbox"/> ①からの要請を受け、広域支援本部を設置(P3) <input type="checkbox"/> ②及び④へ本部設置通知の際、必要に応じて、連絡調整員の派遣要請(P4) <input type="checkbox"/> 併せて同通知書を①へFAX等で提供(P4) <input type="checkbox"/> ①へ連絡員を派遣し、現地連絡室を設置(P4) <input type="checkbox"/> 支援内容を支援通知書により①へ送付(P5) <input type="checkbox"/> 支援状況の集約、公表((P4,5)	<input type="checkbox"/> ③からの通知受、支援可能状況を③へ報告 要請があった場合は、派遣する職員を③へ報告し、連絡調整員を派遣(P5)	<input type="checkbox"/> 広域支援本部から派遣された連絡員が現地連絡室を統括し、支援担当県の連絡員が補佐(P6,8)
情報収集体制	<input type="checkbox"/> ⑤からの報告受	<input type="checkbox"/> ⑤からの報告受	<input type="checkbox"/> ⑤からの報告受	<input type="checkbox"/> ⑤からの報告受	<input type="checkbox"/> 現地連絡室は、収集した被災状況を②③④へ、被災地ニーズを③へ報告(P13)
情報収集	<input type="checkbox"/> 支援ニーズを把握(P30)	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P15) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P15) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P15) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> ①と連携し、被災地のニーズを把握(P13)
支援物資の要請	<input type="checkbox"/> 物的支援要請(P30) ・⑤を通じ、③へ支援要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ニーズに応じた在庫等の確認、③へ報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ⑤を通じ、①からの支援要請を受 <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況の報告を依頼(P9) <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況を把握 <input type="checkbox"/> ②④と調整後、支援割振りを決定し、②④へ支援要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ニーズに応じた在庫等の確認、③へ報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを、③に報告(P13)
広域支援本部の設置					
物的支援					

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
フェーズ					
支援物資の調達		<input type="checkbox"/> 自県内の物資を調達(P15) <input type="checkbox"/> ③へ支援状況を報告(P15)	<input type="checkbox"/> 自県内の物資を調達(P15) <input type="checkbox"/> ②からの報告受 <input type="checkbox"/> (提供可能物資リストを作成し、⑤を通じて、①に提供(P16)) <input type="checkbox"/> 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)	<input type="checkbox"/> 自県内の物資を調達(P15) <input type="checkbox"/> ③へ支援状況を報告(P15)	
支援物資の提供		<input type="checkbox"/> 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)	<input type="checkbox"/> ①からの連絡受、②④と情報共有 <input type="checkbox"/> ①からの要請受	<input type="checkbox"/> 自県内の物資を①の受入拠点へ輸送(P15)	
輸送拠点等の確保	<input type="checkbox"/> 県内に受入拠点を開設し、③へ連絡(P30) <input type="checkbox"/> 県内の受入拠点が十分に確保できない場合は、臨時受入拠点開設を③へ要請(P30)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ③と調整し、県内に受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ②及び④と調整し、ブロック内の県内に臨時受入拠点を開設(P16)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> ③と調整し、県内に受入拠点を開設(P16)	
中継		<input type="checkbox"/> ③と連携	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、ブロック内の集積拠点で支援物資を一時保管し、物資の需要調整を実施(P16)	<input type="checkbox"/> ③と連携	
輸送時の情報共有	<input type="checkbox"/> 支援県と情報共有	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)	<input type="checkbox"/> 梱包方法の徹底(P16) ・内容物に係る必要項目を明示 <input type="checkbox"/> 輸送時に、輸送に係る伝票を作成し、①と情報共有(P17)	
支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P17)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P17)	
支援の終了	<input type="checkbox"/> ③と協議し決定(P31)		<input type="checkbox"/> ①と協議(P17)		

物的支援

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
緊急輸送路の確保	<input type="checkbox"/> 中国地方整備局や道路管理担当部局等から緊急輸送路に関する情報を入手し、③へ連絡(P32) <input type="checkbox"/> 県トラック協会、道路運送事業者等に対し、物資又は人員の輸送について協力要請(P32) <input type="checkbox"/> (被災県内の)輸送手段の確保が困難な場合は、自衛隊へ輸送支援要請及び③を通じて国土交通省等へ協力要請(P32) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P32)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20) <input type="checkbox"/> (被災県までの)輸送手段の確保が困難な場合は、③へ連絡(P20) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)	<input type="checkbox"/> ①からの連絡受、②④と情報共有 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20) <input type="checkbox"/> ①②④から連絡を受けた場合、国土交通省地方運輸局又は地方航空局、海上保安庁に輸送手段確保に関する協力要請(P20) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 道路管理者や警察等と連携し、道路状況の把握など、被災県までの輸送経路を確保(P20) <input type="checkbox"/> 公用車やレンタカー等の車両等を確保(P20) <input type="checkbox"/> (被災県までの)輸送手段の確保が困難な場合は、③へ連絡(P20) <input type="checkbox"/> 輸送に必要な燃料を確保(P20)	<input type="checkbox"/> ⑤連絡員(現地連絡室)
情報収集	<input type="checkbox"/> 必要な応援要員に関する情報の把握(P33)	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P21) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P21) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> 支援の準備(P21) ・要請がない場合でも、連絡員の情報を基に判断 ・連絡員を通じ、被災地ニーズ等を把握	<input type="checkbox"/> ①と連携し、被災地のニーズを把握((P13)
派遣の要請	<input type="checkbox"/> 人的支援要請(P33) ・⑤を通じ、③へ要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 派遣可能人員等の確認、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ⑤を通じ、①からの支援要請を受 <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況の報告を依頼(P9) <input type="checkbox"/> 各県の支援実施可能状況を把握 <input type="checkbox"/> ②④と調整後、支援割振りを決定し、②④へ支援要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 派遣可能人員等の確認、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請を受け、支援を実施(P9)	<input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを、③に報告(P13)
人的支援		<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・管内市町村と連携し、応援要員を確保	<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・管内市町村と連携し、応援要員を確保 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、四国ブロック等との調整を実施(P5)	<input type="checkbox"/> 応援要員の確保(P21) ・管内市町村と連携し、応援要員を確保	

マニュアル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	フェーズ	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(全長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
人的支援	応援要員の派遣 応援要員の受入	<input type="checkbox"/> ③と協議の上、応援要員への業務割り当て(P33) <input type="checkbox"/> 管内市町村の派遣申出をとりまとめ、被災市町村への応援要員の振り分けの調整(P33)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	<input type="checkbox"/> ①と協議の上、応援要員への業務割り当て(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	<input type="checkbox"/> 応援要員の宿泊施設及び交通手段の確保(P22) <input type="checkbox"/> 応援要員の派遣(P22)	
	支援状況の報告		<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P23)	<input type="checkbox"/> ②④からの報告受 <input type="checkbox"/> ①と協議(P25)	<input type="checkbox"/> 支援状況報告書により③へ報告(時期は、③と調整)(P23)	
	支援の終了	<input type="checkbox"/> ③と協議し決定(P34)				
広域避難	受入の要請	<input type="checkbox"/> 広域避難支援内容の連絡(P35) ・広域避難希望者の人数、性別、健康状態、保護の要否、居住地等を把握し、⑤を通じ、③へ受入要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 避難が可能となる施設の幹旋・提供を検討、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請受	<input type="checkbox"/> ⑤を通じ、①からの支援要請を受 <input type="checkbox"/> ①の支援ニーズを②④と共有し、各県の支援実施可能状況の報告を依頼(P9) <input type="checkbox"/> 各県の支援実施可能状況を把握 <input type="checkbox"/> ②④と調整後、支援割振りを決定し、②④へ支援要請	<input type="checkbox"/> ③からの情報提供受 <input type="checkbox"/> 派遣可能人員等の確認、③への報告 <input type="checkbox"/> ③からの支援要請受	①の支援ニーズを、③に報告
	受入施設等の確保		<input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保	<input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保	<input type="checkbox"/> 受入れ施設等の確保(P26) ・管内市町村と連携し、受入施設等を確保	

マニュアルル進行管理チェックリスト(広域支援本部設置後)

	①被災県	②支援担当県	③広域支援本部(会長県)	④その他の県	⑤連絡員(現地連絡室)
フェーズ 輸送手段等の確保	<input type="checkbox"/> 交通機関や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P35) <input type="checkbox"/> 輸送手段が確保できない場合は、③へ輸送に係る応援要請(P35)	<input type="checkbox"/> ①の要請を受け、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)	<input type="checkbox"/> ①からの要請受、②④へ支援要請 <input type="checkbox"/> ①の要請を受け、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)	<input type="checkbox"/> ①の要請を受け、輸送事業者や旅行会社等の協力を得て調整及び輸送を実施(P26)	
広域避難			<input type="checkbox"/> ①と協議(P27)		
支援の終了	<input type="checkbox"/> ③と協議し決定(P36)				

## 別表 1

## 応援要請時連絡先一覧表

県名	連絡担当部局	連絡時間	連絡先	備考
鳥取県	危機管理政策課	○NTT	0857-26-7064,7584,7894	
		〃 FAX	0857-26-8137	
		○地域衛星電話	031-200-7584	地域衛星回線を使用する際の発信番号「175」
		〃 FAX	031-200-8137	
		○消防防災無線電話	31-304	
		〃 FAX	31-311	
		○衛星携帯電話	870772580394	他県の固定電話からの発信方法 122+001+010+番号
	○ E-mail アドレス	kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp		
	広域支援本部	○NTT (連絡調整員用)	0857-26-8831(仮)	鳥取県用
			0857-26-8815(仮)	島根県用
			0857-26-8817(仮)	岡山県用
0857-26-8819(仮)			広島県用	
0857-26-8821(仮)			山口県用	
島根県	防災危機管理課	○NTT	0852-22-5885,6380	
		〃 FAX	0852-22-5930	
		○地域衛星電話	032-300-25885	地域衛星回線を使用する際の発信番号「80」
		〃 FAX	032-300-25930	
		○消防防災無線電話	32-25885	
		〃 FAX	32-25930	
		○衛星携帯電話	(災对本部用)080-2933-8603 (連絡員用)8816-2344-6311	固定電話からの発信方法 001+010+番号
○ E-mail アドレス	bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp			
岡山県	(知事直轄組織) 危機管理課	○NTT	086-226-7385,7293,7294	
		〃 FAX	086-225-4559	
		○地域衛星電話	033-101-2572	地域衛星回線を使用する際の発信番号「69」
		〃 FAX	033-101-5730	
		○消防防災無線電話	33-2572	
		〃 FAX	33-5730	
		○衛星携帯電話	090-5261-9015	
○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.okayama.lg.jp			
広島県	危機管理監 危機管理課	○NTT	082-513-2786,511-6720	
		〃 FAX	082-227-2122	
		○地域衛星電話	034-101-2784	
		〃 FAX	034-101-119	
		○消防防災無線電話	34-89	
		〃 FAX	34-84	
		○衛星携帯電話	080-2947-7150	
○ E-mail アドレス	kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp			
山口県	総務部 防災危機管理課	○NTT	083-933-2360	
		〃 FAX	083-933-2408	
		○地域衛星電話	035-201-2360	地域衛星回線を使用する際の発信番号「8」
		〃 FAX	035-201-2408	
		○消防防災無線電話	35-7-2360	
		〃 FAX	35-7-2408	
○衛星携帯電話	8816-2347-1900~1903			

		○ E-mail アドレス	a10900@pref.yamaguchi.lg.jp
--	--	---------------	-----------------------------



## 別表 2

## 参集場所一覧表

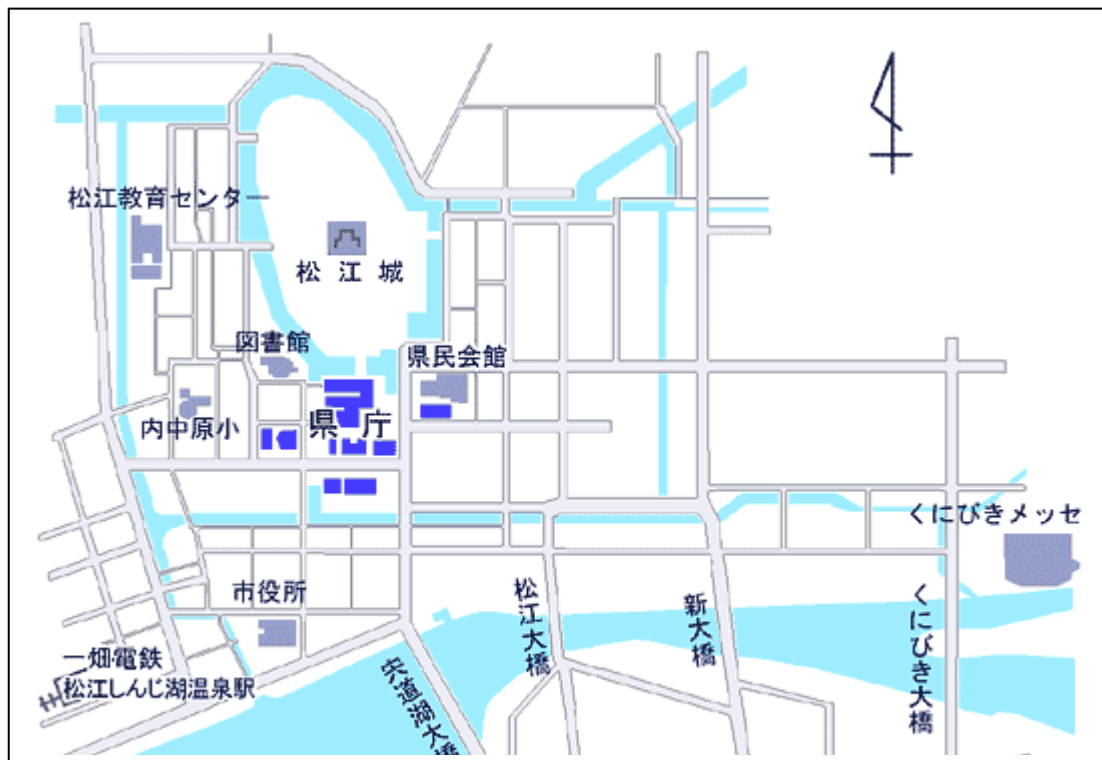
	参集場所	所在地
鳥 取 県	【第1順位】 県庁第2庁舎	鳥取市東町一丁目 220
	【第2順位】 東部庁舎	鳥取市立川町六丁目 176
	【第3順位】 西部総合事務所	米子市糺町一丁目 160
島 根 県	【第1順位】 県庁本庁舎6階 防災センター室	松江市殿町 1
	【第2順位】 松江合同庁舎	松江市東津田町 1741-1
	【第3順位】 浜田合同庁舎	浜田市片庭町 254
岡 山 県	【第1順位】 防災・危機管理センター集中配備室	岡山市北区内山下二丁目 4-6
	【第2順位】 県立図書館	岡山市北区丸の内二丁目 6-30
	【第3順位】 備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1
広 島 県	【第1順位】 県庁北館4階 危機管理センター	広島市中区基町 10-52
	【第2順位】 本庁東館6階 601会議室	同上
	【第3順位】 防災拠点施設	三原市本郷町善入寺 94-22
山 口 県	【第1順位】 県庁本館棟2階 災害対策室	山口市滝町 1-1
	【第2順位】 被災状況に応じて決定する	
	【第3順位】 被災状況に応じて決定する	

注記) 受入経路については、被害が発生しないことを前提としているが、被害覚知後は、状況に応じ利用可能な道路等を使用する。

◆鳥取県庁周辺図



◆島根県庁周辺図



◆ 岡山県庁周辺図



◆ 広島県庁周辺図



◆山口県庁周辺図



別表 3

支援物資の要請品目・単位

分類	要請品目	単位
食料	食料品（精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳等）	食
	飲料水（推奨規格：500mlペットボトル、軟水（硬度60未満））	本
衛生用品	おむつ（大人用）	枚
	マスク	枚
小児用品	おむつ（小児用）	枚
	おしりふき	枚
衣類	下着	セット
	防寒着	着
日用雑貨	毛布	枚
	タオル	枚
災害用資機材	簡易トイレ（屋外設置式・簡易式）	台
	敷物（ビニールシート等）	枚

※ 上記に定めのない物資であっても、提供が可能な場合は提供の対象とする。

別表 4

中国 5 県の災害対策本部設置基準

区分	設置基準
<p>&lt;鳥取県&gt;</p>	
<p>風水害</p>	<p>【非常体制（1）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別警報が発表されたとき</li> <li>2 知事が必要と認めたとき</li> </ol> <p>【非常体制（2）】</p> <p>県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認めたとき</p>
<p>地震・津波</p>	<p>【非常体制（1）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内で「震度5強～6弱」の地震が発生した場合</li> <li>2 大津波警報又は津波警報の発表（気象庁または大阪管区気象台）</li> </ol> <p>【非常体制（2）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内で「震度6強」以上の地震が発生した場合</li> <li>2 県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認めたとき</li> </ol>
<p>大規模事故等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認めたとき</li> <li>2 その他非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、知事が必要と認めたとき</li> </ol>
<p>原子力災害</p>	<p>&lt;島根原子力発電所関係&gt;</p> <p>【非常体制（1）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中国電力（株）から異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認めたとき</li> <li>2 島根県松江市で震度4または震度5弱の地震の発生</li> <li>3 鳥取県で震度5強または震度6弱の地震の発生</li> <li>4 鳥取県または島根県に津波警報が発令</li> </ol> <p>【非常体制（2）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中国電力（株）から施設敷地緊急事態の連絡があったとき</li> <li>2 施設敷地緊急事態の情報を入手したとき</li> <li>3 知事が必要と認めたとき</li> <li>4 島根県松江市で震度5強または島根県で震度6弱以上の地震の発生</li> <li>5 鳥取県で震度6強以上の地震が発生</li> <li>6 鳥取県または島根県に大津波警報が発令</li> </ol> <p>【非常体制（3）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</li> <li>2 知事が必要と認めたとき</li> </ol>



区分	設置基準
原子力災害	<p>&lt;人形峠環境技術センター関係&gt;</p> <p>【非常体制（１）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人形峠環境技術センターから異常情報の通報を受け、知事が災害対策本部体制をとる必要があると認めたとき</li> <li>2 岡山県鏡野町で震度４または震度５弱の地震の発生</li> <li>3 鳥取県で震度５強または震度６弱の地震の発生</li> </ol> <p>【非常体制（２）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態の通報があったとき</li> <li>2 県のモニタリングで施設敷地緊急事態を確認したとき</li> <li>3 知事が必要と認めたとき</li> <li>4 岡山県鏡野町で震度５強または岡山県で震度６弱以上の地震の発生</li> <li>5 鳥取県で震度６強以上の地震の発生</li> </ol> <p>【非常体制（３）】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</li> <li>2 知事が必要と認めたとき</li> </ol>
<島根県>	
風水害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき</li> <li>2 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ１時間雨量 80 mm以上で 24 時間雨量が 200 mm以上と予想されるとき</li> <li>3 知事が必要と認めたとき</li> </ol>
地震災害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の地域で震度５強以上の地震が観測されたとき</li> <li>2 知事が必要と認めたとき</li> </ol>
津波災害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県沿岸に津波警報が発表されたとき</li> <li>2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき</li> </ol>
雪害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合</li> <li>2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合</li> </ol>
原子力災害	<p>第１次災害体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合</li> <li>・施設敷地緊急事態発生の通報がなされない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき</li> </ul> <p>第２次災害体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力緊急事態宣言が発出された場合</li> <li>・原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき</li> </ul>

区分	設置基準
その他	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合 ※ 流出油等事故、海難等事故、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模火事、林野火事、鉄道災害
<b>&lt;岡山県&gt;</b>	
風水害	○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合 1 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪）のいずれかが発表された場合 2 その他、上記基準以外でも甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合
津波・地震	○大津波警報 ○震度5（強）以上
原子力災害	○原災法第15条事象
その他	○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合
<b>&lt;広島県&gt;</b>	
風水害等	次のいずれかに該当する場合 1 県内の市町に、「土砂災害警戒情報」又は「氾濫危険情報※」が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき 2 県内の市町に「特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）」が発表されたとき 3 本県の全部又は一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき 4 県内で甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき 5 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき
地震	○県内で震度5弱を観測し、かつ、甚大な被害が発生したとき ○県内で震度5強を観測し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき ○県内で震度6弱以上を観測したとき ○南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき



区分	設置基準
津波	<p>○「広島県」に「津波警報」が発表され、かつ、甚大な被害が発生したと予想されるとき</p> <p>○「広島県」に「大津波警報」が発表されたとき</p>
林野火災	<p>林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生、又は発生するおそれがあるとき</p>
テロ事件	<p>県内で多数の死傷者を伴うテロ事件が発生したとき</p>
石油コンビナート事故等	<p>1 警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があつて拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等では対応できないと予測されるとき</p> <p>2 災害が特別防災区域を越えて、周辺地域へ拡大する恐れがある場合</p>
危険物等事故	<p>警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があつて拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき</p>
ライフライン事故	<p>県内で県民生活に甚大でかつ長期間にわたつて影響を及ぼす被害が発生したとき</p>
その他の重大な事故	<p>県内で多数の死傷者を伴う事故が発生し、県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき</p>
その他の重大な事件	<p>県内で県民の生命と健康に影響を及ぼす事件が発生しており、全庁での対応が必要となるとき</p>

区分	設置基準
<b>&lt;山口県&gt;</b>	
風水害	<p><b>【第1 非常体制】</b></p> <p>1 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p>具体的には、</p> <p>① 台風の上陸が明らかであるとき</p> <p>② 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合など</p> <p>2 県内に、気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき</p> <p>3 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき</p> <p><b>【第2 非常体制】</b></p> <p>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p> <p><b>【緊急非常体制】</b></p> <p>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の全組織を挙げて災害対応が必要なとき</p>
地震津波	<p><b>【第1 非常体制】</b></p> <p>1 震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>2 大津波警報が発表され、数市町の地域について相当な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p><b>【第2 非常体制】</b></p> <p>1 震度5強の地震が発生したとき</p> <p>2 大津波警報が発表され、数市町の地域について大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p><b>【緊急非常体制】</b></p> <p>1 震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2 津波により、県の組織を挙げて災害対応が必要なとき</p>
原子力災害	<p>原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合</p>
大規模な火災等	<p>災害の状況により、知事が必要と認めた場合</p>